体外診断用医薬品
届出番号：08E1X80006000053

KYOKUTO
PHARMACEUTICAL INDUSTRIAL CO., LTD.

ブロスミック SGM

本製品は CLSI M24 3rd Edition に準拠した微量液体希釈法を原理とする非結核性抗酸菌（迅速発育抗酸菌を除く）の薬剤感受性検査キットです。非結核性抗酸菌症の治療に使用される 14 薬剤の最小発育阻止濃度（MIC）を通常 7 日間の培養で測定可能です。

【統一商品コード No.】：551-10100-3
【包　　装】：10 検体
【有効期間】：12 ヶ月
【貯蔵方法】：2~10℃

【包装内容】
薬剤含有液体培地乾燥固着マイクロプレート
プレートシール
判定用紙

【別売品】
マイコブロス　・・・・・・・・・・・・・・・・・　20 本（統一商品コード No.551-06700-2）
マイコビーズ　・・・・・・・・・・・・・・・・・　20 本（統一商品コード No.551-08800-7）
濁度計　Vi-Spec II　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 台（統一商品コード No.551-63190-6）
マイクロプレートリーディングミラー（判定鏡）　・・・1 台（統一商品コード No.551-68090-4）
薬剤感受性検査測定装置 PICTMIC・・・・・・・・・・・・・・1 台（統一商品コード No.551-63206-4）

薬剤構成

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
A	CAM	64	32	16	8	4	2	1	0.5	0.25	0.125	0.06	Cont.	
B	AZM	64	32	16	8	4	2	1	0.5	0.25	0.125	0.06	Cont.	
C	MFLX	8	4	2	1	0.5	0.25	4	2	1	0.5	0.25	0.125	STFX
D	AMK	256	128	64	32	16	8	64	32	16	8	4	2	KM
E	MINO	16	8	4	2	1	0.5	16	8	4	2	1	0.5	DOXY
F	INH	4	2	1	0.5	0.25	0.125	64	32	16	8	4	2	LZD
G	EB	16	8	4	2	1	0.5	16	8	4	2	1	0.5	TH
H	RBT	8	4	2	1	0.5	0.25	4	2	1	0.5	0.25	0.125	RFP

（μg/mL）

クラリスロマイシン（CAM）、アジスロマイシン（AZM）、モキシフロキサシン（MFLX）、アミカシン（AMK）、ミノサイクリン（MINO）、イソニアジド（INH）、エタンブトール（EB）、リファブチン（RBT）、シタフロキサシン（STFX）、カナマイシン（KM）、ドキシサイクリン（DOXY）、リネゾリド（LZD）、エチオナミド（TH）、リファンピシン（RFP）

極東製薬工業株式会社

ブロスミック SGM

※ 必ず電子添文をよく読んでからご使用ください

操作方法

■ 前培養

マイコブロス又はマイコビーズで通常大気にて McFarland No.1（吸光度 530 nm：0.16~0.20）の濁度まで培養※1。

■ 菌液調整

McFarland No.0.5（吸光度 530 nm：0.08~0.10）に調整。菌液 55 μL を滅菌精製水 11 mL に添加。これを接種用菌液とする。

■ 接種

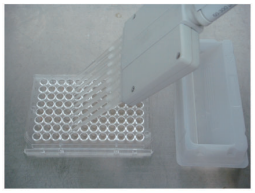

マイクロプレートの各ウェルに 100 μL ずつ接種。

■ プレートシールの貼付

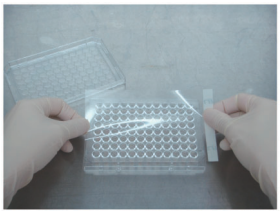

■ 培養

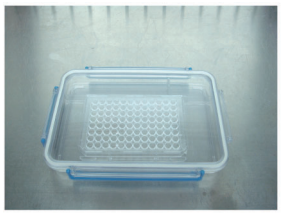

通常大気で 7 日間培養※1。

※1 *M. marinum*：30±1℃、その他：36±1℃

判定

判定

培養 7 日で判定を行う※2。
菌の発育が全く認められない又は微量発育しか認められないウェルの最小濃度を MIC とする。

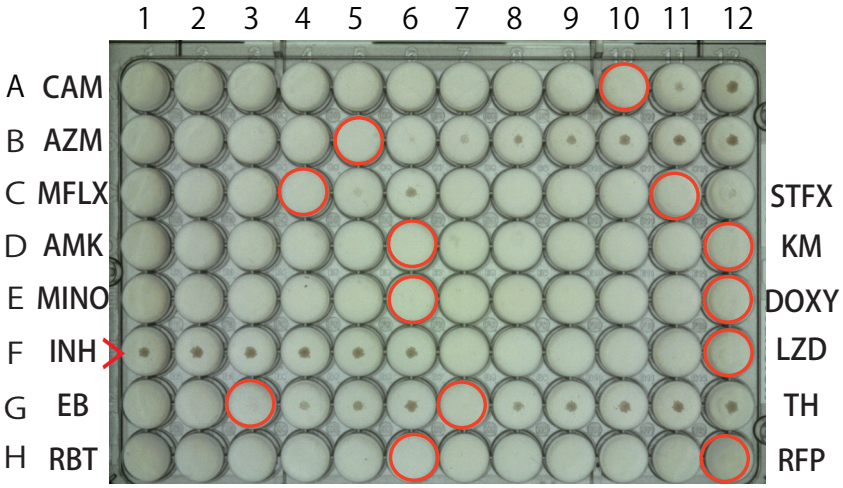

Mycobacterium avium ATCC 25291

	MIC（μg/mL）		
CAM	0.125	STFX	0.25
AZM	4	KM	≦2
MFLX	1	DOXY	≦0.5
AMK	≦8	LZD	≦2
MINO	≦0.5	TH	16
INH	>4	RFP	≦0.125
EB	4	RBT	≦0.25

※2 *M. marinum* は、培養 7 日目の時点で陽性コントロールに十分な発育が認められない場合、判定不能として再試験を行う。
M. avium, M. intracellulare は、培養 7 日目の時点で陽性コントロールに十分な発育が認められない場合、培養を延長し、培養 10 ～ 14 日目までの間の陽性コントロールに十分な発育が認められた時点で判定を行う。14 日目の時点で陽性コントロールに十分な発育が認められない場合は、判定不能として再試験を行う。
M. kansasii 及びその他の非結核性抗酸菌は、培養 7 日目の時点で陽性コントロールに十分な発育が認められない場合、培養を延長し、陽性コントロールに十分な発育が認められた時点で判定を行う。培養 14 日目の時点で陽性コントロールに十分な発育が認められない場合は、判定不能として再試験を行う。

製造販売元
極東製薬工業株式会社
本社 〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町７－８
TEL：03-5645-5664　FAX：03-5645-5703
https://www.kyokutoseiyaku.co.jp/

2023.2-01
E